

改正

平成 元年 三月条例第三四号

平成 八年一〇月条例第二二号

平成一二年一二月条例第五七号

平成一三年 三月条例第三九号

平成一七年 六月条例第二九号

平成二六年 三月二〇日条例第八号

平成三一年 三月二九日条例第一一号

江戸川区総合文化センター条例

(趣旨)

第一条 この条例は、江戸川区総合文化センター（以下「文化センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 江戸川区民の文化の振興を図り、福祉の増進及びコミュニティ形成に寄与するため、文化センターを次のとおり設置する。

名称	位置
江戸川区総合文化センター	江戸川区中央四丁目一四番一号
一部改正〔平成三一年条例第一号〕	

(事業)

第三条 文化センターは、前条の設置目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 文化センターの利用に関すること。
- 二 文化の振興及びコミュニティ活動の増進に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、江戸川区長（以下「区長」という。）が必要と認める事業に関すること。

一部改正〔平成三一年条例第一号〕

(利用承認)

第四条 文化センターを利用しようとする者は、第十四条の規定により区長が指定する者（以下「指定管理者」という。）の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の利用の承認に際し、管理上必要な条件を付けることができる。

一部改正〔平成一七年条例二九号〕

(利用の不承認)

第五条 指定管理者は、文化センターの利用について、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を承認しない。

- 一 公益を害するおそれがあると認めるとき。
- 二 秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
- 三 その他管理上支障があると認めるとき。

一部改正〔平成一七年条例二九号・三一年一一号〕

(施設及び利用料金)

第六条 文化センターの施設及びその利用料金（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第八項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。

- 2 文化センターの付帯設備及びその利用料金は、江戸川区規則（以下「規則」という。）の定めるところによる。
- 3 利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、直ちに前二項に定める利用料金を指定管理者に納付しなければならない。
- 4 指定管理者は、あらかじめ区長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

一部改正〔平成元年条例三四号・一二年五七号・一三年三九号・一七年二九号・三一年一一号〕

(利用料金の不還付)

第七条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、利用料金の一部又は全部を還付することができる。

一部改正〔平成一七年条例二九号〕

(特別の設備等の使用)

第八条 利用者は、文化センターの利用に際し、施設に特別の設備をし、若しくは変更を加え、又は付帯設備以外のものを使用しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

一部改正〔平成一七年条例二九号〕

(利用承認の取消し等)

第九条 指定管理者は、文化センターの利用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則その他の規程に違反したとき。
- 二 利用の目的に反し、又は利用の条件に違反したとき。
- 三 災害その他の事故により利用ができなくなつたとき。
- 四 その他指定管理者が特に必要と認めるとき。

一部改正〔平成一七年条例二九号・三一年一一号〕

(原状回復の義務)

第十条 利用者は、その利用が終つたとき、又は利用を停止され、若しくは利用の承認を取り消されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者が執行し、その費用を利用者から徴収する。

一部改正〔平成一七年条例二九号〕

(利用権の譲渡等の禁止)

第十一条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

一部改正〔平成三一年条例一一号〕

(損害賠償の義務)

第十二条 利用者は、施設若しくは付帯設備等を毀損し、又は滅失したときは、区長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

一部改正〔平成三一年条例一一号〕

(開館時間等)

第十三条 文化センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

全部改正〔平成一七年条例二九号〕

(文化センターの管理)

第十四条 文化センターの管理は、法第二百四十四条の二第三項の規定により、区長が指定する者に行わせることができる。

追加〔平成一七年条例二九号〕

(指定管理者が行う業務)

第十五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用の承認、利用の取消しその他文化センターの運営に関すること。
- 二 施設等の維持管理（軽微な修繕工事を含む。）に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務に関すること。

追加〔平成一七年条例二九号〕、一部改正〔平成三一年条例一一号〕

（指定管理者の指定等）

第十六条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

- 2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。
- 3 区長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、文化センターの設置目的を最も効果的に達成できる能力を有していると認めた者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を得て指定管理者を指定するものとする。

追加〔平成一七年条例二九号〕

（委任）

第十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成一七年条例二九号〕

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（昭和五十七年十二月規則第六十号で、同五十七年十二月二十七日から施行。ただし、同条例第三条第一号の規定は、同五十八年三月二十日から施行）

付 則（中間省略）

付 則（平成一七年六月二四日条例第二九号）

- 1 この条例は、平成十八年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第十三条の次に三条を加える改正規定（第十六条に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の江戸川区総合文化センター条例別表の規定は、施行日以後に利用の承認を受ける者から適用し、同日前に利用する者及び既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

付 則（平成二六年三月二〇日条例第八号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江戸川区総合文化センター条例別表の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

付 則（平成三十一年三月二九日条例第一一号）

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

別表（第六条関係）

施設利用料金

利用区分 施設		曜日等 の別	単位時間			
			午前の部	午後の部	夜間の部	全日
			午前九時～正午	午後一時～午後 四時三十分	午後五時三十分 ～午後九時三十 分	午前九時～午後 九時三十分
大ホー ル施設	大ホー ル	平日	四七、一五〇円	九四、二八〇円	一一七、八五〇円	二五九、二八〇円
		土曜日、 日曜日 及び休 日	五六、五七〇円	一一三、一五〇円	一四一、四三〇円	三一、一五〇円
	第一楽 屋		一、二五〇円	一、二五〇円	一、二五〇円	三、七五〇円
	第二楽 屋		一、五七〇円	一、五七〇円	一、五七〇円	四、七一〇円
	第三楽 屋		二、一〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	六、三〇〇円

	第四楽屋		二、一〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	六、三〇〇円
	第五楽屋		八四〇円	八四〇円	八四〇円	二、五二〇円
	第六楽屋		九五〇円	九五〇円	九五〇円	二、八五〇円
	第七楽屋		二、一〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	六、三〇〇円
	第八楽屋		二、一〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	六、三〇〇円
小ホール施設	小ホール	平日	一四、一五〇円	二八、二八〇円	三五、四一〇円	七七、八四〇円
		土曜日、日曜日及び休日	一六、九七〇円	三三、九五〇円	四二、四三〇円	九三、三五〇円
	第一楽屋		一、一五〇円	一、一五〇円	一、一五〇円	三、四五〇円
	第二楽屋		一、一五〇円	一、一五〇円	一、一五〇円	三、四五〇円
	第三楽屋		二、一〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	六、三〇〇円
	第四楽屋		一、七八〇円	一、七八〇円	一、七八〇円	五、三四〇円
諸室	リハーサル室		三、三五〇円	三、三五〇円	三、三五〇円	一〇、〇五〇円
	和室		一、五七〇円	二、一〇〇円	二、四一〇円	六、〇八〇円
	会議室		三、一五〇円	四、〇八〇円	四、七二〇円	一一、九五〇円
	研修室		七、八五〇円	一〇、二七〇円	一一、八四〇円	二九、九六〇円
	展示室		三、七七〇円	四、九二〇円	五、六五〇円	一四、三四〇円

	展示ギ ヤラリ ー		無料
--	-----------------	--	----

備考

- 一 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第三条に定める日をいう。
- 二 中間時間（正午から午後一時まで及び午後四時三十分から午後五時三十分まで。以下同じ。）に限り、管理上支障がないと認められるときは、一時間を単位として、既に利用の承認を受けている利用時間を繰り上げ、又は繰り下げて利用することができる。この場合には、次の区分による超過利用料金を追徴する。
 - イ 正午から午後一時まで 午前の部の規定利用料金の一時間相当額（この額に百円未満の額があるときは、その百円未満の額を百円として計算した額とする。以下同じ。）を利用料金とする。
 - ロ 午後四時三十分から午後五時三十分まで 午後の部の規定利用料金の一時間相当額を利用料金とする。
- 三 午前及び午後の部又は午後及び夜間の部は、継続して利用することができる。この場合には、それぞれの中間時間に係る料金を徴収しない。
- 四 指定管理者があらかじめやむを得ないと認めた場合に限り、三十分を単位として、開館時間外の利用ができる。この場合には、夜間の部の規定利用料金の三十分相当額に当該額の二割を上限として加算した額を規定利用料金とする。
- 五 指定管理者があらかじめやむを得ないと認めた場合に限り、一時間を単位として、単位時間を分割して利用することができる。この場合の規定利用料金は、当該単位時間に係る規定利用料金を利用時間数で除して得た額（この額に百円未満の額があるときは、その百円未満の額を百円として計算した額とする。）とする。
- 六 利用者が、舞台練習のため、舞台のみを利用する場合のホールの利用料金は、規定利用料金の五割とする。
- 七 利用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合は、次の区分による利用料金を増徴する。
 - イ 入場料等の額（入場料等の額に差があるときは、その最高額。以下同じ。）が一、〇〇

〇円を超え二、〇〇〇円以内のとき 規定利用料金の五割相当額

ロ 入場料等の額が二、〇〇〇円を超え三、〇〇〇円以内のとき 規定利用料金の七割五分相当額

ハ 入場料等の額が三、〇〇〇円を超えるとき 規定利用料金の十割相当額

八 前号に規定する者が第二号又は第四号から第六号までの規定の適用を受ける場合には、第二号及び第四号から第六号までの規定中「規定利用料金」とあるのは、「規定利用料金に、第七号に定める増徴割合を乗じて得た額を加算した額」とする。

九 展示ギャラリーは、文化的活動、福祉的活動及びコミュニテイ活動に利用することができる。

全部改正〔平成二六年条例八号〕、一部改正〔平成三一年条例一一号〕